

身体障害のある方のお部屋探しについて

「障害があっても地域で一人暮らしをしたい」という想いを実現すべく部屋探しを進めますが、なかなか上手くいかないことも多いのが現状です。

- ☐エレベーターの有無、車いすで乗れるサイズか
- ☐廊下の幅は車いすで通れるか（最低 80cm が目安）
- ☐トイレ・浴室に手すり設置可能か（設置済みか）
- ☐キッチンを利用可能な高さか
- ☐インターホン・スイッチの位置（手が届くか？）
- ☐自宅周辺の坂や駅までの道の凹凸など
- ☐住宅改修等の相談ができるか？

[illegible]

■市内に在住、在勤又は在学の方（予定を含む）が対象。

★名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会活動報告★

(文・写真提供) 名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会
会長 株式会社ニッショー佐々木靖也

7月21日(火)に愛知県の居住支援法人の指定を受けた法人44社の中で名古屋市内を業務地域にしている法人31社が参加する名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会夏季意見交換会を開催しました。今年4月に会長を拝命し、この会を次のステージに進めるには各構成員の横のつながりを強化することから始めようと考えました。

今まで総会は旧セーフティーネット法のもとで年2回開催され、ここ2年は改正セーフティーネット法に向けての情報発信が主で、顔と名前がなかなか覚えられませんでした。また他の法人についてもお互いによくわからない中での開催でありました。

居住支援法人の指定もこの2年で10社ほど増え、昨年10月施行された改正セーフティーネット法をどう具体的に活用していくかが重要だと考えます。今回の意見交換会には居住支援法人22社・愛知県・名古屋市・住まいサポートなごやを含め44名に参加頂きました。終了後、初めての懇親会も行い29名の方が参加しました。3時間にわたる意見交換会でしたが各社の発表でお互いがそれぞれの会社・法人について理解を深め、協力できそうなところ等、接点を発見するきっかけになったのではないかと考えます。また不動産会社の仲介の立場、緊急連絡先の問題や保証会社の審査等、問題提起もありました。

今後は、総会を含め可能であれば冬季意見交換会を2月に開催し、年4回の連絡会の開催をし、居住支援に関する問題を構成員の皆さんと解決できたらと考えます。



住宅確保要配慮者居住支援法人とは

居住支援法人とは、都道府県知事の指定を受け、住宅確保要配慮者の方を対象に、主に以下の支援を行うNPO法人などの民間団体となります。

- ①賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談
- ②見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
- ③セーフティネット住宅の家賃債務保証に関する業務
- ④残置物処理等業務 など

※支援の対象や内容・費用負担の有無などは、法人により異なりますのでご注意ください。



発行:住まいサポートなごや
(名古屋市居住支援コーディネート事業)
【住 所】名古屋市熱田区新尾頭 2-2-7 富春ビル4F

【電話】052-684-8597
【FAX】052-684-8132
【H P】<https://www.sumasapo-nagoya.jp/>